

～高齢者健康生きがいつくり事業～

No.68
2023. 3.31発行

新型コロナウイルスの影響により開催を見合わせていた、「高齢者健康生きがいつくり事業」を、3年ぶりに開催しました。地域事情等もあり全地区での開催まではいきませんでした。船川地区、船越地区、若美地区で事業を実施することができました。

新年度は全地区開催を目指し進めていきたいと考えておりますので、実施の際には、声をかけ合い是非会場へ足を運んでいただけますようお願いいたします。



若美地区



若美地区



船川地区



船越地区

主な内容

- ・ 男鹿市社会福祉大会 2
- ・ 通いの場紹介等 3
- ・ 助成事業公募のお知らせ 4
- ・ 特別会員等紹介 5
- ・ 善意紹介、各種お知らせ等 6

編集発行

社会福祉人 **男鹿市社会福祉協議会**

〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字片田74番地
 電話 (0185) 23-2772 FAX (0185) 24-3301
 ホームページ URL <http://www.ogashakyo.com>

若美福祉拠点センター

〒010-0422 秋田県男鹿市角間崎字家ノ下54番地
 電話 (0185) 46-3939 FAX (0185) 46-3795

令和4年度男鹿市社会福祉大会を開催しました

3月15日、男鹿市社会福祉大会を男鹿市民文化会館大ホールで開催いたしました。当日は、およそ2000人の方々よりご参加いただきました。

男鹿市社会福祉協議会会長表彰、厚生労働大臣表彰等の伝達後、杉本正広会長のあいさつ、来賓を代表して菅原広二男鹿市長、小松穂積市議会議長、杉本俊比古県議会副議長よりあいさ



つをいただきました。また、男鹿市連合婦人会副会長佐々木かおる様より「本市は人口減少とともに少子高齢化や核家族化が進んでおり、生活形態の変化とともに、生活課題も複雑多様化している。新型コロナウイルス感染症は、経済活動に大きな影響をおよぼし、社会活動に不安を残しているが、新たな形での事業展開やこれまで進めてきた総合相談事業の充実に努め、地域住民を始め、関係機関の方々と今まで以上に連携して福祉活動を推進していく」旨の大会宣言が朗読され、満場一致で採択されました。

続いて「健康寿命を3年延ばす体力づくり」と題し、男鹿地域リハビリステーション健康運動指導士 嵯峨昌樹氏より、実際に手足を動かしながら簡単にできる運動についてご講演をいただきました。



アトラクションは、わかみオカリナサークルOWL（アウル）の皆さまよりオカリナミニコンサートとして演奏していただき、参加された皆さまも、やさしいオカリナの音色に聴き入ることができました。

新型コロナウイルスの影響により、参加者を限定して3年ぶりの開催となりました。ご協力くださいました関係機関、各団体、ボランティアの皆さまには心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

■男鹿市社会福祉協議会 会長表彰

《伝達》

■厚生労働大臣表彰

【ボランティア功労者】

アカシアの会（若美）
（団体）

■全国社会福祉協議会会長表彰

【社協・団体功労】
佐藤 朱子（船川）

【永年勤続功労者】
（民生委員・児童委員）
佐藤 照子（若美）

1. 社会福祉事業功労者
民生委員・児童委員としての功績
佐藤 繁信（船川）
竹谷 優子（船川）
三浦 由紀子（戸賀）
関向 秀子（北浦）
真壁 雅彦（五里合）
天野 ゆみ子（脇本）
千田 美穂子（脇本）
清水 真由美（船越）
杉渕 愛子（船越）
板橋 孝子（若美）

本法人の評議員としての功績

- 宮崎 保光（男鹿中）
薄田 正信（五里合）
大嶋 忠男（船越）

2. 社会福祉奉仕者

【三世代夫婦同居世帯】
佐藤 豊（若美）



家族介護者リフレッシュ事業

在宅で家族の介護を中心とした生活を送っている方を対象に、心身のリフレッシュを図っていただくとう、「家族介護者リフレッシュのつどい」を、3月3日（金）に男鹿市保健福祉センターにて開催いたしました。

「リラクゼーションSORA」さんの、手のひらマッサージを交えながら、カラーセラピーを体験し、さらに「こおひい工房珈音」さんより、美味しいコーヒーの淹れ方を教えて頂きながら、食後のコーヒーを堪能しました。毎日頑張っている介護者の皆さんがゆったりと楽しい時間をすごし、心身ともにリフレッシュするお手伝いができたのなら嬉しく思います。



善意ありがとうございます

（株）男鹿テクノ様より、本会へ「童話の花束」50冊を寄贈していただきました。また、（株）ダイナム男鹿店様より、ぬり絵を頂いております。

童話集は、男鹿市社会福祉大会の参加された地域の方々に配布し、ぬり絵は男鹿市北部デイサービスセンターで活用しております。

ありがとうございました。



通いの場に参加してみよう!!

高齢者が（高齢になっても）住み慣れた地域で元気に安心して暮らしていくためには、自分自身の健康維持とともに地域の中で人とのつながりを持ち、支え合って生活していくことが大切です。

そのためのきっかけとして注目されているのが、地域の中にある「通いの場」です。「通いの場」は、友人や近所の人同士が気軽に集まり、趣味活動や運動、お喋り等を楽しむ場のことです。「通いの場」に参加し、人とのつながりが多い人ほど、フレイルのリスクが低くなることが分かっています。男鹿市内にもたくさんの通いの場があります。各出張所に、「男鹿市地域の通いの場マップ」を設置しておりますので、機会がありましたら一度、目を通してみてください。※フレイル…「健康」と「要介護」の間にある状態



通いの場紹介「男鹿市グラウンドゴルフ協会」



男鹿市グラウンドゴルフ協会では、毎月1回の月例グラウンドゴルフ大会や練習を行っています。この日も参加された約20名の皆さんでコースを回り、プレイを楽しんでいました。

参加者にお話しを伺ったところ「天気の良いときに外で身体を動かすのは気持ちがいいし、ホールインワンが入ったときはとても嬉しい」と話してくれました。皆さんで集まり、お喋りをしながらプレイするのが何よりも楽しいそうです。

会員になりたい方、参加してみたい方は下記まで、ご連絡ください。

■問い合わせ先 男鹿市グラウンドゴルフ協会
板橋 ☎090-2992-3325



令和6年度赤い羽根共同募金助成事業公募のお知らせ

男鹿市共同募金委員会では、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進することを目的に活動する各組織や団体、ボランティア等の活動の推進、活発化を応援するために公募助成事業を実施します。

助成対象となる主な事業

1. 高齢者福祉に関する事業
2. 障がい児・者福祉に関する事業
3. 児童・青少年福祉に関する事業
4. 仲間づくり、住民相互のふれあい、交流を目的としたイベント等の実施
5. 地域福祉に関係する講演会・研修会の開催
6. その他地域福祉活動の推進に資する事業

助成対象とならない事業

1. 申請団体の年間運営費
2. 営利を目的とする事業
3. 政治的または宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
4. 特定の会員に限定した事業
5. 市または他の団体から同様の補助金や助成金を受けられる事業
6. 申請団体が行うサークル活動等

助成金額

助成金の上限は1団体あたり10万円とします。
ただし、助成金の総額は当会の予算の範囲内で交付するものとします。

申請方法

所定の申請書を提出してください。用紙は男鹿市共同募金委員会（男鹿市社会福祉協議会事務局内）にあります。
※社会福祉協議会ホームページからもダウンロード可能です。

対象となる事業の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに事業が完了すること。

申請期間

令和5年4月3日～令和5年4月28日（必着）
土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時30分



※これは令和5年度に集まった募金をもとに令和6年度に助成するための公募です。
申請を忘れると令和6年度の助成金を受け取ることが出来ませんので、ご注意ください。

お問い合わせ 男鹿市共同募金委員会 ☎23-2772

なぜ1年も前から公募するの??

今年も、10月から赤い羽根共同募金が始まるけど、どのくらい募金が必要になるかな。

各団体に募集をして聞いてみよう。



沢山申請がきたね。今年は、各団体全てに助成をするには約500万円が必要だ。500万円の目標額を達成できるように頑張ろう!!



赤い羽根共同募金は、10月からの募金運動が始まる前に各福祉団体等からの助成金の申請の要望をとりまとめ、募金の使い道の計画とそれに必要となる金額（募金目標額）を決めてから活動を行います。これを「計画募金」と言い、赤い羽根共同募金は募金が集まってから、助成を決めるのではなく、今年度必要となる金額を決めてから、募金活動を行っているのです。そのため、申請時期が早くなりますので、ご協力をお願いします。

特別会員

令和4年度の特別会員として
ご協力くださった方々のお名前
です。

(令和4年12月1日から令和5
年2月28日までの受付分)

北浦地区

一万円

・加賀谷博雄 ・浮田 忠勝
・浮田 秀美 ・(株)SKO
・(株)温泉旅館ゆもと
・萬盛閣 ・伊藤 順子

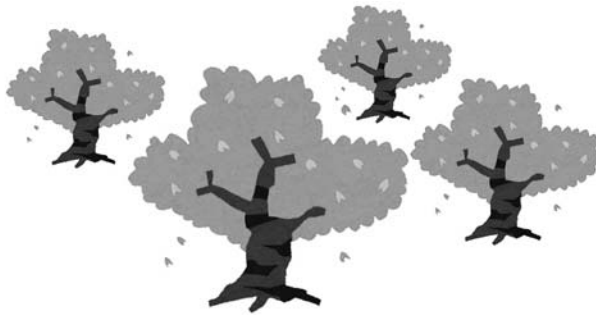
五千円

・今山 文憲 ・田沼 昭男
・高野 進 ・古谷 茂男
・小山内慶三郎・雄山閣
三千円

・石垣禮之輔 ・加賀谷ルミ子
・湊 トシ ・渡邊久治郎
・石垣 清 ・天野 寛
・近藤 繁勝 ・近藤 節子
・高橋 賢 ・鷺野 泰
・鈴木 壽子 ・富田 啓子
・古仲 良平 ・鷺野 文子
・武内 淳子 ・中山美和子
・濱野 勇幸 ・松嶋 謙一
・鷺野 佳子 ・古仲 淳子
・今山 弘子 ・毛利 良治

・清水 鋼悦 ・豊澤 正
・武内子ヤ子 ・石川 守
・古仲 啓子 ・齊藤久美子
・齊藤 英一 ・山本 義則
・齊藤 憲雄 ・古仲 宗賢
・古仲 碩子 ・古仲 宗雲
・齋藤 一益 ・山本 次夫
・古仲 光輝 ・前田 良子
・伊藤 益雄 ・佐々木栄子
・浅井富士雄 ・齊藤 均
・山本 英樹 ・古仲 弘子
・柴田 忠雄 ・武田千枝子
・小林 一 ・外山 弘一
・本川 辰美 ・三浦 重隆
・山本 晃嗣 ・相場 紘士
・富田 孝憲 ・仙北屋昭弘
・仙北谷淳子 ・浮田 勝男
・鎌田 秀春 ・福嶋 昭夫
・鈴木 久 ・本川 秀雄
・石垣 儀二 ・高野 純子
・谷口 義男 ・齊藤 清彦
・鎌田 虎男 ・本川 和彦
・石川 進 ・武内 信彦
・菅原 昇 ・山本 春司
・太田 忠 ・畠山 富勝
・畠山喜代和 ・関 金哉
・安田 孝彦 ・柴山 保夫
・安田 一生 ・安田 一彦
・安田美智子 ・谷口 鉄美
・安田 豊勝 ・関向 秀子
・岩谷 春美 ・小林 清

・嶋宮 敬 ・細井ケエ子
・浅野 光男 ・浅野 浩子
・嶋宮 薫 ・鈴木 幸雄
・飯澤 吉三 ・大坂谷良誠
・福の家 ・湊 輝雄
・金田 一孝 ・夏井 新一
・三浦由美子 ・松山 広美
・武田 勝 ・加藤 勝
・加藤 茂子 ・鎌田 幸男
・佐々木喜一郎 ・大森 節子
・原田 良作 ・加藤 秋男
・畠山 光義 ・石川紀美子
・鎌田 鉄男 ・石川 城一



社会福祉協議会会費納入にご理解とご協力をお願いします

全国の市町村に設置されている「社会福祉協議会」は、それぞれの地域の福祉を推進するための団体として設置されています。

社会福祉協議会では、地域の皆さま、ボランティア、保険福祉関係者、行政機関などの参加とご協力を得ながら、地域福祉活動を行っております。また、地域福祉、在宅福祉への理解を深めていただくために努力しております。各地区において、役員を始め関係者により、会費納入のお願いにうかがった際にはご理解とご協力をお願いいたします。

- 一般会費 300円 (一世帯あたり)
- 賛助会費 300円以上、3,000円未満 (個人・一事業所あたり)
- 特別会費 3,000円 (個人・一事業所あたり)

※ 一般会費の1/3、特別会費の1/2は、各地区社協活動費として活用されております。

・寄付金関係

匿名 1万5千円
 船木 徳弥 10万円 船川
 (株)ダイナム男鹿店
 モーリーズ (ぬり絵)
 (株)男鹿テクノ
 童話の花束 (50冊)

・船川地区社協へ

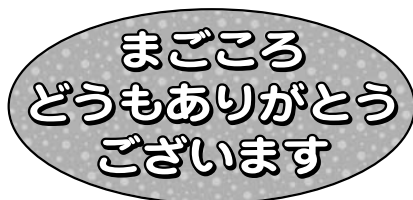
男鹿教会 5千円 船川

・戸賀地区社協へ

三浦 隆吉 3万円 塩浜

・北浦地区社協へ

山本 晃嗣 5万円 北浦4区
 武内 信彦 5万円 真山



受付順、敬称略

(令和4年12月1日から令和5年2月28日受付分)

雲 昌 寺 10万円 北浦3区
 畠山喜代和 10万円 真山
 北浦3区なまはげ保存会
 5千円 北浦3区
 北浦2区なまはげの会
 3千円 北浦2区

・五里合地区社協へ

薄田 正 5万円 鮎川

・若美地区社協へ

柴田 昇 3万円 宮沢
 匿名 1万2千円
 村井千鶴子 5万円 渡部
 加藤 寛 2万円 小深見
 船木 一雄 3万円 小深見
 海道由也子 2千円 渡部



指定相談支援事業所として相談受付をします

障害者総合支援法に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方の日常生活全般に関する相談等に対応する窓口を開設しております。連絡・相談については原則として、月曜～金曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなっております。 ※ 詳しくは社会福祉協議会まで ☎23-2772

男鹿調停協会との合同心配ごと相談所開設は8月の予定です

期日が近づいてから、折り込みチラシ等にてお知らせし、予約を受け付けします。会場は保健福祉センターの予定です。開設時間は午前10時～午後3時までの予定で行います。

困りごと・心配ごととの相談は随時受け付けております

ひとりで悩むよりは相談しましょう。解決に向けて、専門の相談機関等の紹介も行います。秘密は堅く守り、相談は無料です。お気軽にご活用ください。 ※ 詳しくは社会福祉協議会まで ☎23-2772・46-3939

生活福祉資金貸付のお知らせ ※ 負債による生計維持困難者は不可

－ 社会福祉協議会では、低所得者世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対し、貸付することにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に生活福祉資金の貸付を行っております －

1. 総合支援資金 失業等、日常生活全般に困難を抱えており生活の立て直しのために必要な生活費及び一時的な資金
 <原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること>
生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費
2. 福祉資金 日常生活、自立生活する上で一時的に必要な費用 福祉費 緊急小口資金
3. 教育支援資金 学校教育法に定める学校に入学する、または在学している場合の必要経費
教育支援費 就学支度費
4. 不動産担保型生活資金
 将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産等を担保として、生活費を貸付
不動産担保型生活資金 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※ 資金別に貸付要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

男鹿市社会福祉協議会 ☎23-2772 若美福祉拠点センター ☎46-3939